

# 入札・契約関係書類にかかる押印の見直し等について

令和3年10月1日  
財務部財政課

## 1 概要

事務負担の軽減を目的として、入札・契約関係書類にかかる押印の取り扱い等について、次のとおり見直します。

## 2 実施時期

**令和3年10月1日以降**、提出される書類から適用します。

## 3 取り扱いの内容

### 1) 従来どおり押印を要する書類

- ①入札書（入札時に要する委任状を含む）
- ②契約書（請書を含む）

### 2) **押印を省略**することができる書類（押印されていても可）

- ①見積書
- ②請求書（前払金・保証金にかかる請求書を含む）

※ただし、書面発行にかかる**責任者及び担当者の氏名・連絡先**等の記載必須

### 3) **押印を不要**とする主な書類（押印されていても可）

- ①紙入札承認申請書
- ②保証金提出申出書
- ③暴力団誓約書（下請業者分を含む）
- ④着手届兼技術者等届（変更時を含む）
- ⑤前払金申請書
- ⑥中間前払金認定請求書
- ⑦工事完成届・委託業務完了届・物品供給完了届
- ⑧一般競争入札参加資格確認資料
- ⑨低入札価格調査制度入札額決定理由書

### 4) **提出を不要（廃止）**とする書類

- ①契約保証金免除申請
- ②課税事業者、免税事業者届出書

## 4 注意事項

押印の有無にかかわらず、提出書類の内容に虚偽又は不実の記載等があることが判明した場合、関係法令及び本市指名停止基準並びに入札参加資格制限基準に照らし、厳正に対処します。